

岩内町水資源保全条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、本町における水資源が町民共通の貴重な財産であり、町民の福祉の増進に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、水資源の保全に関し、町、町民等、事業者及び採取者の責任を明らかにすることにより、町民の健康的で快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水資源 本町に存在する地下水及び湧水をいう。
- (2) 地下水 水資源のうち、井戸により採取する水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉、鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水又は河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項及び第100条第1項に規定する河川の流水であることが明らかなものを除く。）をいう。
- (3) 井戸 動力を用いて地下水を採取する施設をいう。
- (4) ストレーナー 井戸に設けられた収水孔をいう。
- (5) 町民 本町に住所を有する者をいう。
- (6) 町民等 町民及び町内に在住する者並びに町内に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。
- (7) 事業者 町内において、営利等を目的として事業を行う個人、法人又は団体をいう。
- (8) 採取者 町内において地下水の採取を行う者をいう。
- (9) 特定事業 水質の汚濁の原因となる物質に汚染された水を排出するおそれがある事業活動を行う業種で次に掲げるものをいう。
 - ア 産業廃棄物処理業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第6項に規定する業をいう。）
 - イ 鉱業（鉱業法第4条に規定する鉱業をいう。）
 - ウ 採石業（採石法（昭和25年法律第291号）第10条第1項第3号に規定する採石業をいう。）及び砂利採取業（砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利採取業をいう。）
 - エ クリーニング業（クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第1項に規定するクリーニング業をいう。）
- (10) 特定施設 特定事業を行うための施設をいう。

(町の責務)

第3条 町は、水資源の保全に資するため、総合的な施策を講じなければならない。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、水資源が貴重なものであることを認識し、節水や森林及び緑地の保全等により自ら水資源の保全に努めるとともに、町が行う水資源の保全に係る施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、水資源が貴重なものであることを認識し、事業活動に際しては、水資源の保全のために必要な措置を講ずるとともに、町が行う水資源の保全に係る施策に協力しなければならない。

(採取者の責務)

第6条 採取者は、地下水採取量の縮減に努め、涵養等自ら水資源の保全のために必要な措置を講ずるとともに、町が行う水資源の保全に係る施策に協力しなければならない。

(水源保護地域の指定)

第7条 町長は、水道水又は公共の用に供されている水源を保全するために、適正な土地利用を図る必要があると認められる地域を水源保護地域として指定することができる。

(水源涵養保全地域の指定)

第8条 町長は、森林等の水源を涵養する機能を維持するために、適正な土地利用を図る必要があると認められる地域を水源涵養保全地域として指定することができる。

(指定の手続)

第9条 町長は、水源保護地域又は水源涵養保全地域（以下「水源保護地域等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ岩内町環境審議会条例（平成9年岩内町条例第1号）に定める岩内町環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 町長は、前項の規定により水源保護地域等を指定したときは、その趣旨及びその区域を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、水源保護地域等を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(水源保護地域における規制対象施設)

第10条 特定施設のうち、規制を受ける施設（以下「規制対象施設」という。）は、次の各号に定める施設をいう。

- (1) 地下水等の水質を汚染するおそれのある施設
- (2) 水源の水量に影響を及ぼすおそれのある施設
- (3) 水源涵養となる樹木の伐採が必要となる施設

(水源保護地域における規制)

第11条 何人も水源保護地域内において規制対象施設の設置及び地下水の採取に係る揚水機の吐出口の断面積（吐出口が複数あるときは、その合計面積をいう。以下同じ。）が8平方センチメートルを超える井戸の設置をしてはならない。

(水源保護地域における特定施設の協議及び措置等)

第12条 水源保護地域内において特定施設を設置しようとする者（以下「水源保護地域協議者」という。）は、あらかじめ町長に当該特定施設に係る計画及び事業の内容について協議書を提出するとともに、その内容について町長と協議しなければならない。水源保護地域協議者が特定施設に係る事業の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

2 町長は、前項の規定により提出された協議書について、水資源の保全を図る上で特に必要があると認めるときは、当該水源保護地域協議者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

3 町長は、第1項の規定による協議があった場合は、審議会の意見を求め、規制対象施設であるか否かの認定をしなければならない。

4 町長は、前項の規定により当該特定施設を規制対象施設であると認定したときは、文書をもって当該水源保護地域協議者に通知しなければならない。

(水源涵養保全地域における特定施設の届出等)

第13条 水源涵養保全地域内において、特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ町長に当該特定施設に係る計画及び事業の内容について届出書を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

3 第1項の規定は、水源涵養保全地域の指定又は変更により新たに水源涵養保全地域となる区域内において、現に事業活動を行っている特定施設を設置している場合は適用しない。ただし、その区域が新たに水源涵養保全地域となった日以後に、当該特定事業者が当該特定施設の構造又は設備の変更をするときは、この限りでない。

(水源涵養保全地域における地下水採取の許可)

第14条 水源涵養保全地域内で地下水を採取するための井戸（揚水機の吐出口の断面積が8平方センチメートルを超えるものに限る。）を掘削しようと

する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた井戸について、ストレーナーの位置を変更し、又は吐出口の断面積を大きくしようとする場合も、同様とする。

- 2 町長は、前項の場合において、次条に定める許可基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をすることができない。ただし、町長が公益上必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 町長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。
- 4 水源涵養保全地域の指定又は変更により新たに水源涵養保全地域となる区域内において、現に第1項に規定する井戸を利用し又は掘削している者は、その指定又は変更となった日から90日以内に第16条に規定する事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による届出をした者は、第1項の許可を受けたものとする。

(許可基準)

第15条 地下水採取に係る許可基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地下水の有効的な利用に支障がないこと。
- (2) 既存の水道水源又は井戸に影響を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 採取する地下水の用途が必要、かつ適当であること。
- (4) 他の水をもって代えることが困難であること。

(許可申請)

第16条 第14条第1項の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及びその代表者の氏名）
- (2) 地下水の用途
- (3) 井戸ストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積
- (4) 1日平均採取量

- 2 前項の申請書には、井戸の設置場所を示す図面その他町長の指定する図書を添付しなければならない。

(許可又は不許可の通知)

第17条 町長は、前条の規定により許可申請者から申請があつたときは、審議会の意見を聴いた上で、申請の日から60日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。

- 2 町長は、前項の決定をしたときは、文書を持って許可申請者に通知をしなければならない。

(完成の届出)

第18条 第14条第1項の許可を受けた者（以下「許可採取者」という。）

は、井戸が完成した日から15日以内に町長に完成届出書を提出し、その検査を受けなければならない。

（変更の届出）

第19条 許可採取者は、第16条第1項各号に定める事項に変更があったときは、その変更があった日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

（許可の承継）

第20条 許可採取者から第14条第1項の許可に係る井戸（以下「許可井戸」という。）を譲り受け、相続（法人における合併又は分割を含む。）し、又は借り受けた者は、当該許可井戸に係る許可採取者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可採取者の地位を承継した者は、当該承継があった日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

（許可の失効等）

第21条 許可採取者が、許可井戸につき次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該井戸に係る許可は、その効力を失う。

(1) 許可井戸を廃止したとき。

(2) 許可井戸の揚水機を動力によらないものとし、又は揚水機の吐出口の断面積を8平方センチメートル以下としたとき。

2 許可井戸を廃止した者は、30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第22条 町長は、偽りその他不正な手段により第14条第1項の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 町長は、第14条第1項の規定に違反して許可を受けないで井戸を掘削した者又は同条第3項の規定により付した条件に違反した者に対し、その違反を是正するため、期限を定めて必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 町長は、予見することができなかつた特別の事情の発生により、地下水の保全を図るため、緊急の必要があると認めるときは、許可採取者に対し、相当の期間を定めて地下水の採取を制限することができる。

（報告の徴収）

第23条 町長は、水資源の保全のため必要があると認めるときは、特定事業等実施者（届出をせずに特定事業を行う者及び水質の汚濁の原因となる物質に汚染された水を排出するおそれがある事業活動を行う者を含む。以下同

じ。) 及び採取者に対し、規則で定める事項について報告させることができる。

(立入調査)

第24条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして特定事業等実施者若しくは採取者の事業所若しくは事務所又は採取者の井戸の設置場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求を受けたときは、これを提示しなければならない。

(指導等)

第25条 町長は、水源保護地域協議者が第12条第1項の措置を講じず、又は講ずる見込みがないと認めるときは、水源保護地域協議者に対して指導若しくは助言をし、又は期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 町長は、地下水を採取することにより付近の水の減少、枯渇、汚染若しくは地盤沈下への影響があると認められるとき、又は水質の汚濁の防止を図るために必要があると認められるときは、特定事業等実施者又は採取者に対し指導若しくは助言をし、又は期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(中止命令等)

第26条 町長は、次の各号に定める事項に該当する者に対して、特定施設又は井戸の設置又は使用の中止を命ずることができる。

(1) 第11条の規定に違反した井戸の掘削に着手した者

(2) 第12条第1項の規定による協議を行わず特定施設を設置し、又は使用している者

(3) 第12条第3項の認定を待たず特定施設の設置に着手した者

(4) 第12条第3項の規定により規制対象施設と認定されたにもかかわらず規制対象施設の設置に着手した者

(5) 前条第1項に定める勧告に従わず特定施設の設置に着手した者

2 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に係る措置を講じなかったときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずるよう命ずることができる。

(緊急時の措置命令)

第27条 町長は、地下水を採取することにより付近の水の減少、枯渇、汚染若しくは地盤沈下の現象が生じたとき、又は水質の汚濁の現象が生じたときは、期限及び区域を定め、その区域内における特定事業等実施者又は採取者

の全部又は一部に対し、地下水の採取の制限、排出水の制限その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(措置の届出)

第28条 第25条の規定による勧告又は前2条の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に係る措置を講じたときは、その措置を講じた日から7日以内に町長に届出をし、その検査を受けなければならない。

(氏名等の公表)

第29条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の氏名等を公表することができる。

- (1) 第22条第1項の規定による許可の取消しの処分を受けた者
- (2) 正当な理由なく第22条第2項の規定による命令に従わない者
- (3) 第26条又は第27条の規定による命令を受け、正当な理由なくして当該命令に係る措置を行わない者

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第30条 第11条から第14条の規定は国又は地方公共団体が特定施設を設置し、又は地下水を採取する場合は適用しない。

(罰則)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第22条第2項、第26条又は第27条の規定による命令に違反した者
- (2) 正当な理由なく、第24条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。ただし、第11条から第31条の規定は、平成 年 月 日から施行する。